

●香川県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年6月10日から同年7月1日まで一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市本大町字井出北 1698番8地先から	前	8.6~13.4	77	交通安全施設整備事業による歩道新設
観音寺市本大町字井出北 1697番1地先まで	後	12.1~17.5	77	
観音寺市本大町字井出南 1641番2地先から	前	9.1~11.2	75	
観音寺市本大町字井出北 1488番4地先まで	後	14.8~16.5	75	